

# 水とみどりの景観形成重点地区の景観形成基準に対する措置状況説明書

玉川上水沿い周辺地区 高さ 10m未満かつ延べ面積 500 m<sup>2</sup>未満

当該行為における景観形成に関する考え方

記載欄

## (1) 形態・意匠・色彩

①形態・意匠は、建築物全体のバランスだけでなく、玉川上水の自然環境や周辺建築物と調和を図る。

記載欄

②色彩は、まちなみに調和したものとし、「建築物等の色彩基準」(杉並区景観計画 P.96)に定める基準に適合したものとする。

記載欄

## (2) 公開空地・外構・緑化等

①敷地内はできる限り緑化を図る。

記載欄

②門や塀は、周辺環境や建物本体に調和した形態・素材・色彩を使用する。

記載欄

上記以外で特に景観に配慮した事項

記載欄